

別表六(十四)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事 業 年 度 . . . 法人名

別表六十四 平三十一・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の5第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2					
資産	種類	3				
	構造、設備の種類又は区分	4				
	細目	5				
区分	取得年月日	6
	事業の用に供した					
取得価額	取得価額又は製作費					
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
額	差引改定取得価額 (8) - (9)	10				
法人税額の特別控除額の計算						
取得価額の合計額 (10)の合計	11		円	当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額	15	円
税額控除限度額 $(11) \times \frac{7}{100}$	12			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑦」)	16	
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	13			法人税額の特別控除額 (15) - (16)	17	
当期税額基準額 $(13) \times \frac{20}{100}$	14					
機 械 設 備 等 の 概 要						

「17」欄

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の5第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00621」
- ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額